

## 4. 母子保健計画「すこやか親子計画」

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が、十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要です。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えます。このことから母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、「親と子がともに成長し健やかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり」を基本理念とした佐賀市母子保健計画『すこやか親子計画』を策定し、各施策の中で重点的に取り組む事業の数値目標を掲げ客観的評価をしていきます。

### (1) 計画策定の趣旨

佐賀市では2002年（平成14年）3月に2010年度（平成22年度）を目標年度とした佐賀市母子保健計画『すこやか親子計画』を策定し、各種の施策を実施してきた。

この間、少子化、核家族化は一層進行し、地域連帯意識も希薄化している。このような現状を背景として、育児に悩む親、育児不安を抱えて孤立する親が増加し、児童虐待も社会問題として顕在化してきたことなど、特に親と子の心の問題が大きくなっている。また、近年思春期における性行動の活発化や低年齢化、喫煙、飲酒などが問題視されている。これらのことから、現在、母子保健事業は、疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減、親と子の心とからだの健康づくり、事故予防など多岐にわたる課題に対応することが求められている。

こうした状況の中、諸富町・大和町・富士町・三瀬村との市町村合併を契機に、親子を取り巻く環境に応じ、新たな課題に対応するため、新佐賀市の「すこやか親子計画」を策定した。

### (2) 計画の基本理念

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が、十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要である。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えられる。さらに母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、この計画の基本理念を「親と子がともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり」とする。

### (3) 基本目標及び施策

基本目標	重点	施策
○健康な子どもを育てるための環境づくり	重点1 重点2	・子どもの食育の推進 ・歯科保健の充実 ・健康診査の充実 ・疾病予防及び事故防止対策の推進 ・救急医療の確保
○楽しく子育てができる環境づくり	重点3 重点4	・親子のふれあいと仲間づくりの推進 ・子育てに関する相談体制の充実 ・児童虐待への対応 ・地域における子育て支援事業の充実
○思春期の子どもたちの心とからだのすこやかな成長のための支援	重点5	・思春期保健教室・相談体制の充実
○安心して妊娠・出産が出来るための支援		・妊娠・出産に対する支援 ・不妊への支援

### (4) 重点項目と数値目標

#### 重点1 子どもの食育の推進

##### 【取り組みの方向性】

食生活の出発点としての乳幼児期に重点を置き、健診や教室などの場の活用を含め、食の大切さに気づいてもらうような働きかけを行うとともに、一人ひとりの悩みに対応するため、個別相談を実施します。

評価指標	平成17年度 現況	平成22年度 中間目標	平成26年度 目標
栄養のバランスを考えている親の割合 (1歳6か月児健康診査時)	93.8%	95.0%	96.0%
栄養のバランスを考えている親の割合 (3歳児健康診査時)	95.5%	96.0%	96.0%
朝食を毎日食べる子どもの割合 (3歳児)	92.6%	94.0%	95.0%

#### 重点2 歯科保健の充実

##### 【取り組みの方向性】

集団、個別による教育、相談の実施によって歯の大切さについての意識を高め、正しいブラッシングや食生活の指導を行うとともに、健診及び歯質を強化するためのフッ化物応用を実施します。特に、歯が生え始める時期やむし歯が増える1歳6カ月から3歳までの間の対策を重点として取り組みます。また、妊娠期から歯の健康に対する意識の啓発を行っていきます。

評価指標	平成17年度 現況	平成22年度 中間目標	平成26年度 目標
むし歯のない子どもの割合 (3歳児)	59.0%	63.0%	65.0%
1人平均むし歯数 (3歳児)	1.87本	1.60本	1.40本

### 重点3 親子のふれあいと仲間づくりの推進

#### 【取り組みの方向性】

乳幼児期の親子のふれあいの大切さを知ってもらい、親子がふれあう時間を持つことができるよう意識啓発や、きっかけづくりを行うとともに、父親の育児参加への働きかけを行います。また、親同士の仲間づくりを推進するため、子どもを持つ親が集まる場の提供、教室の開催などによる支援を行います。

評価指標	平成17年度 現況	平成22年度 中間目標	平成26年度 目標
育児について、他の親と話す機会がある人の割合	81.5%	83.0%	85.0%
子育てを楽しんでいる人の割合 (1歳6か月児の親)	95.0%	96.0%	97.0%
子育てを楽しんでいる人の割合 (3歳児の親)	92.6%	94.0%	95.0%

### 重点4 子育て等に関する相談体制の充実

#### 【取り組みの方向性】

育児不安や悩みに早期に対応し、軽減できるように、育児不安が強い新生児期から保育所（園）、幼稚園までの児を対象に専門家による相談事業を行い、支援していきます。

評価指標	平成17年度 現況	平成22年度 中間目標	平成26年度 目標
育児に不安や悩みがある人の割合 (1歳6か月児の親)	19.2%	18.0%	15.0%
育児に不安や悩みがある人の割合 (3歳児の親)	16.5%	15.0%	13.0%

### 重点5 思春期保健教室・相談体制の充実

#### 【取り組みの方向性】

これまで学校で実施されてきた思春期保健対策に対し、関係機関と連携をとりながら喫煙、飲酒、薬物、性の問題について取り組んでいきます。

思春期の子どもに、健全な母性・父性の育成や命の大切さを普及するために、学校や地域の子育てサークルなどと連携を図り、乳幼児のふれあい体験学習を通して啓発を図ります。

評価指標	平成17年度 現況	平成22年度 中間目標	平成26年度 目標
喫煙防止教育を行う小学校（市立）	27校 (32校)	30校 (36校)	30校 (36校)
飲酒防止教育を行う中学校（市立）	11校 (12校)	15校 (18校)	15校 (18校)
乳幼児とのふれあい体験を行う中学校（市立）	11校 (13校)	15校 (18校)	15校 (18校)

\*（ ）内は、平成19年度に合併予定の南部3町を含む数です。

## 5. 母子保健

### (1) 妊婦健康診査及びB型肝炎母子感染防止対策

母子保健の向上を図るためには、妊産婦に対する健康管理の充実が重要である。安全な分娩と健康な子どもの出生のために、妊婦が定期的に健康診査を受けることで、異常を早期に発見し、適切な対応をすることが必要である。また妊婦がB型肝炎ウイルスを有する場合には、母子感染への対策を講じる。このことから、妊婦届をした全妊婦に対して健康診査を実施し、母子保健向上の充実強化を図る。

・受診状況（平成18年度）

妊娠前期			妊娠後期			超音波検査			対象 延人数 (人)	受診 延人数 (人)
対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)		
1,840	1,773	96.4	1,906	1,637	85.9	350	255	72.9	4,096	3,665

### (2) 妊産婦・新生児訪問指導

妊産婦や新生児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等必要な事項について家庭訪問のうち適切な指導を行うことで、不安を除き、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

・受診状況（平成18年度）

妊婦		産婦		新生児 (未熟児除く)		未熟児		乳児(新生児 未熟児除く)		幼児		総計	
実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
13	17	848	905	9	11	37	39	814	862	0	0	1,721	1,834

### (3) 乳児一般健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じた適切な指導を行い、もって乳児の保健管理の向上を図る。

乳児一般健康診査は1人2回受診する

・受診状況（平成18年度）

対象者 (人)	延べ 交付数	受診者数		延べ受診 者数(人)	受診率 (%)	診断結果(人)				
		1回目	2回目			正 常	要 指 導	要 観 察	要 精 密	要 治 療
2,022	4,009	1,787	1,313	3,100	77.3	2,620	21	266	92	101

#### (4) 乳幼児健康相談

対象者	従事者	方法または内容
乳 児 幼 児	保 健 師 看 護 師 栄 養 士 歯科衛生士 事 務 員 助 産 師	・乳幼児を対象に、発育や歯・栄養等について相談を受け、乳幼児を持つ親の悩みや不安等の軽減、育児支援を図る。 ・日程：毎月1回 ・内容：身体計測、発育チェック、個別相談（育児相談・栄養相談・母乳保育相談・歯科保健相談）

・実績（平成18年度） (人)

育児に関すること		栄養に関すること		歯科に関すること		合 計		再掲（身体計測のみ）	
実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
662	1,713	703	1,880	289	697	1,654	4,290	258	905

#### (5) 母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親、育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母子保健に関心のある市民を公募して養成し、家庭訪問活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

活動内容

- ① 乳児訪問による問題の早期把握及び母子保健事業の案内やおしえてマップによる情報提供
- ② 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等の自主活動

活動実績（平成18年度）

推進員	対象者	実 績	乳 児				活 動 協 力	合 計 (件)
			訪問件数	不 在	電話相談等	小 計		
68	1,579	2,294	1,743	343	208	2,294	716	3,010

#### (6) ブックスタート（絵本と出会う・親子ふれあい教室）

絵本を介して、母親と子どもの愛着形成を促し、父親も絵本をきっかけに育児参加を行うことで、親と子が楽しくふれあうことの大切さを伝え、親と子のふれあう時間が増え、親子のきずなが深まることを目的に実施している。また、離乳食準備についての指導も同時に行い、健康な子どもを育てる基礎づくりを目指している。（平成14年度開始）

・事業内容

対 象	従事者	方法または内容
4カ月児とその親、家族（祖父、母、兄弟）	保 健 師 栄 養 士 母子推進員 講 師 託 児	・日程：毎月3回（ほほえみ館2回、大和支所2回） 13：30～ 離乳食準備のお話 14：00～ 赤ちゃん絵本のお話 14：40～ 個別相談・自由交流 ・会場：ほほえみ館軽スポーツ室、大和健康管理センター

・実績（平成18年度）

対象者 （人）	参加者 （人）	参加率 （％）	乳幼児期の食生活の重要性が 理解できた人の割合（％）	親子の触れ合いの重要性が 理解できた人の割合（％）
1,845	597	32.4	85.9	91.6

(7) 1歳6カ月児健康診査

幼児初期の身体発育及び精神発達面を把握する上で、歩行や言語発達等のはじまる1歳6カ月の時点において健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚、精神発達の遅滞など障がいを持った幼児を早期に発見し、心身障害の進行を防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯予防、幼児の栄養、母親への育児負担への相談、その他の育児に関する適切な指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、1歳6カ月児を対象に一般健康診査と歯科健康診査を実施している。

また、希望者にフッ素塗布を平成15年6月から開始した。

・一般健康診査（平成18年度）

対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率 （％）	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 （人）	要観察 （人）	要精密 （人）	要治療 （人）	管理中 （人）
			（人）	（％）					
1,927	1,849	96.0	504	27.3	391	567	85	302	

・歯科健康診査（平成18年度）

対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率 （％）	診 断 結 果				
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数(本)
			（人）	（％）	（人）	（％）	
1,927	1,848	95.9	1,766	95.6	82	4.4	231

(8) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に内科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病の早期発見のみならず、児童の健全育成、保護者への育児支援を図る。

・一般健康審査（平成18年度）

対象者数 （人）	受診者数 （人）	受診率 （％）	診 断 結 果						
			異常なし		要指導 （人）	要観察 （人）	要精密 （人）	要治療 （人）	管理中 （人）
			（人）	（％）					
1,947	1,835	94.2	571	31.1	376	362	141	385	

・ 歯科健康審査（平成18年度）

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	診 断 結 果				
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の 総数(本)
			(人)	(%)	(人)	(%)	
1,947	1,834	94.2	1,148	62.6	686	37.4	1.59

(9) フッ素応用むし歯予防事業

平成15年6月より、1歳6カ月児健康診査時に希望者にフッ素塗布を行い、更に平成17年4月からは乳児歯科保健教室（歯やか歯やか教室）を実施している。また、歯質強化に極めて有効なフッ化物を応用し、歯科保健水準の向上を目指している。

フッ素洗口事業（平成18年度）

- ・ 対象者：4歳児、5歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

実施園数	4歳児	5歳児	総園児数 (a)	4歳児	5歳児	総実施者数 (b)	実施率 (%) (b)+(a)
38	953	1,032	1,985	901	995	1,896	95.5

フッ素塗布事業（平成15年6月より開始）

- ・ 対象者：乳児（11カ月児）歯科保健教室の対象児（保護者が希望する者）（平成17年4月～）  
1歳6カ月児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成15年6月～）  
3歳児健康診査の対象児（保護者が希望する者）（平成18年4月～）

実績

- ・ 乳児歯科健康教室（平成18年度）

健診受診者	520人
フッ素塗布者	503人
塗 布 率	96.7%

- ・ 1歳6カ月児健康診査（平成18年度）

健診受診者	1,848人
フッ素塗布者	1,630人
塗 布 率	88.2%

- ・ 3歳児健康診査（平成18年度）

健診受診者	1,834人
フッ素塗布者	1,526人
塗 布 率	83.2%

※継続的なフッ素塗布を推進するため、歯科医師会の協力のもと、1歳6カ月児健診受診者、乳児歯科保健教室参加者を対象に、受診より6カ月以内に、フッ素塗布を1回のみ300円で、協力歯科医院で実施。

## 6. 予防接種事業

### (1) 予防接種事業の概要（平成18年度）

法	種 別	対 象 者	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	実施時期	委 託 先	接種方法	医師委託料 (接種1回当り)	自 己 負担額
予 防 接 種 法	三種混合 〔ジフテリア〕 〔百日咳〕 〔破傷風〕	生後3カ月以上 7歳6カ月未満	7,288	7,120	97.7	通年	・佐賀市医師会 ・国立病院機構 佐賀病院 ・佐賀県立病院 ・社会保険病院 ・佐賀大学医学 部附属病院  (第3次医療機 関のため一般に は公表していな い)	個別	3歳未満 5,617円	無 料
	二種混合 〔ジフテリア〕 〔破傷風〕	11歳以上13歳未満 (標準接種：小学6年生)	2,189	1,270	58.0					
	麻しん	第1期： 1歳以上2歳未満	1,891	1,790 (1,784)	94.7					
		第2期： 5歳以上7歳未満で小学校 就学前の1年間にある者	2,109	1,500 (1,496)	71.1					
		接種者の( )は、麻しん風しん混合接種者数								
	風しん	第1期： 1歳以上2歳未満	1,891	1,856 (1,784)	98.1					
		第2期： 5歳以上7歳未満で小学校 就学前の1年間にある者	2,109	1,515 (1,496)	71.8					
		接種者の( )は、麻しん風しん混合接種者数								
	日本脳炎	3歳以上 7歳6カ月未満 ※H17.5.30勸奨の差し 控え	5,817	267	4.6					
		9歳以上13歳未満 (標準接種：小学4年生) ※H17.5.30勸奨の差し 控え	2,132	12	0.6					
インフルエンザ	65歳以上または60歳以上 65歳未満の特定の障害を 持つ者	43,243	22,849	52.8	10～ 12月	・佐賀市医師会 ・国立病院機構 佐賀病院 ・社会保険病院 ・その他医療機 関、養護老人 ホーム等		1,839円 (生活保護者 は自己負担額 が無料のため 3,339円) 不可者 2,835円	1,500円	
ポリオ (急性灰白髄炎)	3カ月以上 7歳6カ月未満	3,672	3,447	93.9	5月 10月	佐賀市医師会 (医師派遣)		22,680円 ※1会場 1日当り	無 料	
結核 予防法	B C G	3カ月以上6カ月未満	1,819	1,792	98.5		毎月			

※周知の方法：「市報さが」や「健康カレンダー」、ホームページに予防接種の日程等を掲載し、周知徹底を図っている。

- ・二種混合については、学校に依頼し、問診票を配布する。
- ・麻しん及び風しんについては、幼稚園・保育園に依頼し、問診票を配布する。
- ・乳幼児の予防接種については、生後2カ月児に対して、個別郵送実施。

## 7. 佐賀市保健福祉会館 2-4

佐賀市では、「長寿を喜ぶことのできる社会を目指し、高齢者をはじめ市民すべてが安らかに生活できる福祉都市」の実現に向け、福祉サービスの提供や保健活動・地域福祉活動の拠点とするため、佐賀市保健福祉会館（愛称：ほほえみ館）を建設しました。

ほほえみ館内には現在、保健福祉部の長寿・健康課と人権・同和政策課が配置され、保健と福祉の拠点（情報の発信地）として相互連携を図りつつ、市民サービスの向上に努めています。

また、ほほえみ館内の生涯学習施設を研修用として、一般に貸し出しています。

### (1) 会館の概要

- ・所在地 佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1 (Tel 30-0100)
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 4階建て
- ・延べ床面積 5,642㎡ (約1,710坪)
- ・総事業費 24億8,999万8千円…地域福祉推進特別対策事業
- ・建設期間 平成4年度～平成6年度
- ・竣工 平成6年10月
- ・供用開始 平成7年4月

### (2) 貸出し施設の利用案内

申し込み受付 使用日の6カ月前から受け付けます。

休館日 年末年始。(12月29日から翌年1月3日まで)

利用時間 午前9時から午後5時まで。

※営利・宗教・政治的な用途等には貸し出すことができません。

室名	面積	収容人員	午前9時～ 正午まで	午後1時～ 午後5時まで	午前9時～ 午後5時まで
① 教養講座室 (和室)	125㎡	70人	2,100	3,150	5,250
② 健康料理講習室	125㎡	50人	2,100	3,150	5,250
③ 視聴覚室	204㎡	100人	3,150	4,200	7,350
④ 音楽演劇室	83㎡	32人	2,100	3,150	5,250
⑤ 趣味の講座室	104㎡	32人	2,100	3,150	5,250
⑥ 軽スポーツ室	270㎡	150人	3,150	4,200	7,350
			1回につき 210円		

### (3) 施設の利用状況 (平成18年度)

室名	利用件数 (件)	利用人員 (人)
① 教養講座室 (和室)	121	3,257
② 健康料理講習室	54	1,686
③ 視聴覚室	61	5,141
④ 音楽演劇室	149	3,284
⑤ 趣味の講座室	189	3,325
⑥ 軽スポーツ室	126	2,877
計	700	19,570

## 8. 佐賀勤労者総合福祉センター 2-4

佐賀勤労者総合福祉センター（愛称：メートプラザ佐賀）は、勤労者に教養・文化、研修、スポーツ等の活動の場を提供することにより、勤労者の福祉充実と勤労意欲の向上を図りながら雇用促進職業安定に役立てるため建設されたものです。

なお、平成15年7月31日に建物が佐賀市に譲渡されたことに伴い、譲渡後は使用者を区別せず、広く一般の方を対象としています。

また、平成18年4月1日より指定管理者制度を導入しました。

### (1) 施設の概要

- ・所在地 佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1 (Tel 33-0003)
- ・敷地面積 4,500㎡
- ・建物総面積 2,195.37㎡
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
- ・建設費総額 7億9,500万円
- ・竣工 平成2年12月25日

### (2) 利用案内

- ・開館時間 午前9時から午後9時まで
- ・休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ・使用申込み 使用日の6カ月前から受け付けます。  
（ただし、多目的ホールの体育利用に限り、使用日の1カ月前の受付となります。）
- ・申込手続 センター事務室で所定の申請書により申し込んで下さい。
- ・使用料の納入 申込手続の際、納入して下さい。  
※ただし営利・宗教・政治的な用途等には、貸し出すことはできません。

### (3) 貸出し施設の概要

(単位：円)

	面積	収容人員		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで
教養文化室	93㎡	48人		1,220	1,680	1,680
視聴覚室	96㎡	48人		1,220	1,680	1,680
研修室	79㎡	48人		1,220	1,680	1,680
大会議室	98㎡	72人		1,680	2,460	2,460
小会議室	43㎡	12人		770	1,220	1,220
多目的ホール	493㎡	406人	ホール利用	4,490	6,170	6,170
			体育利用：団体	1,220	1,680	1,680
トレーニング室	80㎡			1人1回につき		150

### (4) 貸出施設の利用状況（平成18年度実績）

		件数（件）	人員（人）
教養文化室		659	12,035
視聴覚室		729	20,811
研修室		756	19,773
大会議室		638	30,324
小会議室		671	5,952
多目的ホール	ホール利用	514	91,156
	体育利用：団体	155	5,887
トレーニング室		1,242	1,242
合計		5,364	187,180

## 9. 佐賀市健康運動センター 2-4

### (1) 施設の基本方針

この施設は、運動を中心とした活動や交流を通して、市民が生き活きと暮らせる社会の実現を目指し、こどもからお年寄りまでを対象とした「健康づくり」を支援する施設として活用します。

### (2) 4つの目標

当該施設においては、次に掲げる4つの目標を設定し、市民の健康づくりを推進します。

- ① 元気な高齢者の増加（一次予防・二次予防ひいては介護予防）
- ② 青壮年期からの健康づくり（一次予防・二次予防）
- ③ 幼児期からのよりよい生活習慣の確立
- ④ 障がい者の運動の日常化・社会参加

### (3) 活用策及び支援ソフト事業

施設の利用者は、全市民を対象にしていますが、特に希望者の方々に対して、個々人の健康・体力状態に応じた運動プログラムの作成、運動の実践指導を行います。（プール及びトレーニングルームに、それぞれ常時運動指導員を配置しています。）

また、健康指導の必要な方々に対して、ライフスタイル等を考慮しながら、目的別・対象者別に肥満教室、要指導者教室、健康づくり教室等の支援ソフト事業を実施します。

### (4) 施設の概要

- |        |  |
|--------|--|
| ① 所在地  | 佐賀市高木瀬町大字長瀬2553番地（電話 36-9309）              |
| ② 建物構造 | R C造、S造1階建（一部地階）                           |
| ③ 延床面積 | 4,615.78㎡（1階4,375.73㎡、地下240.05㎡）           |
| ④ 敷地面積 | 5,9971.45㎡                                 |
| ⑤ 総事業費 | 27億9500万円（用地費含む）<br>（地域総合整備事業債〈ふるさとづくり事業〉） |
| ⑥ 建設期間 | 平成13年度～平成15年度の継続事業                         |
| ⑦ 竣工   | 平成16年5月10日                                 |
| ⑧ 供用日  | 平成16年5月11日                                 |

### (5) 施設の紹介

#### 1) 屋内施設

- ① 有料エリア

i) 温水プール（最大収容人員 200名） 面積1,498.12㎡

- ・25m×7コースのメインプール（水深110～120cm）
- ・5m×15mの可動床プール（水深0～170cm）
- ・35㎡程度の子ども用プール（水深50cm）
- ・ジャグジー

※水循環衛生管理は、珪藻土濾過器、電解塩素滅菌方式を採用

ii) トレーニングルーム（最大収容人員30名） 面積237.96㎡

- |            |                |     |
|------------|----------------|-----|
| ・トレーニングマシン | トレッドミル         | 8台  |
|            | 自転車エルゴメーター     | 12台 |
|            | リカンベント式エルゴメーター | 2台  |
|            | 上肢・下肢連動運動機器    | 1台  |
|            | 筋力系マシン         | 8台  |
|            | リラクゼーションマシン    | 4台  |

iii) スタジオ 面積160.90㎡

iv) 入浴施設 面積135.12㎡（女子67.56㎡、男子67.56㎡）主浴槽にシャワー設置

v) 更衣室 面積288.61㎡（女子130.88㎡、男子128.87㎡）各150個ロッカー  
（多目的更衣室28.86㎡）介助者が異性の場合等利用

vi) 受付

## ② 管理棟

i) 管理室 面積 67.60㎡

ii) 多目的室 面積129.88㎡（収容人数72人）

iii) レストラン 面積106.38㎡（調理室31.77㎡含む）

## 2) 屋外施設

i) 多目的グラウンド 約20,000㎡（ソフトボール場4面、夜間照明有り）

ii) ウォーキングコース（ロング約1,000m、ショート約600m）

iii) 駐車場 204台（多目的駐車場3台含む）

## (6) 利用時間

### ① 健康運動館

午前9時から午後9時まで（“働く市民応援キャンペーン”として、平成18年2月21日より平日の有料エリアの営業時間を30分延長；午後9時30分まで）

### ② 多目的グラウンド

4月1日～10月31日 午前6時から午後9時まで

11月1日～3月31日 午前7時から午後9時まで

(7) 休館日

- ① 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）
- ② 12月29日から翌年の1月3日まで

(8) 交通条件（アクセス）

- ① 公共交通機関  
佐賀駅バスセンターからバスで約15分[警察署・二俣線] 15本/日
- ② 道路  
旧国道263号線から市道川原扇橋線の経由、または県道佐賀川久保鳥栖線から市道川原扇橋分線の経由により

(9) 管理運営

平成15年9月2日施行の地方自治法の一部改正（法第244条の2）により創設された「指定管理者制度」を導入した施設であり、専門的な健康運動指導の能力を有する民間事業者を指定管理者に指定し、施設の管理運営について全般を任せています。